

防火性能等の該当証明

申込要領



一般財団法人建材試験センター
性能評価本部 性能評定課

本申込要領は予告なく変更となる場合がございます。あらかじめご了承ください。

2021Aug. 版

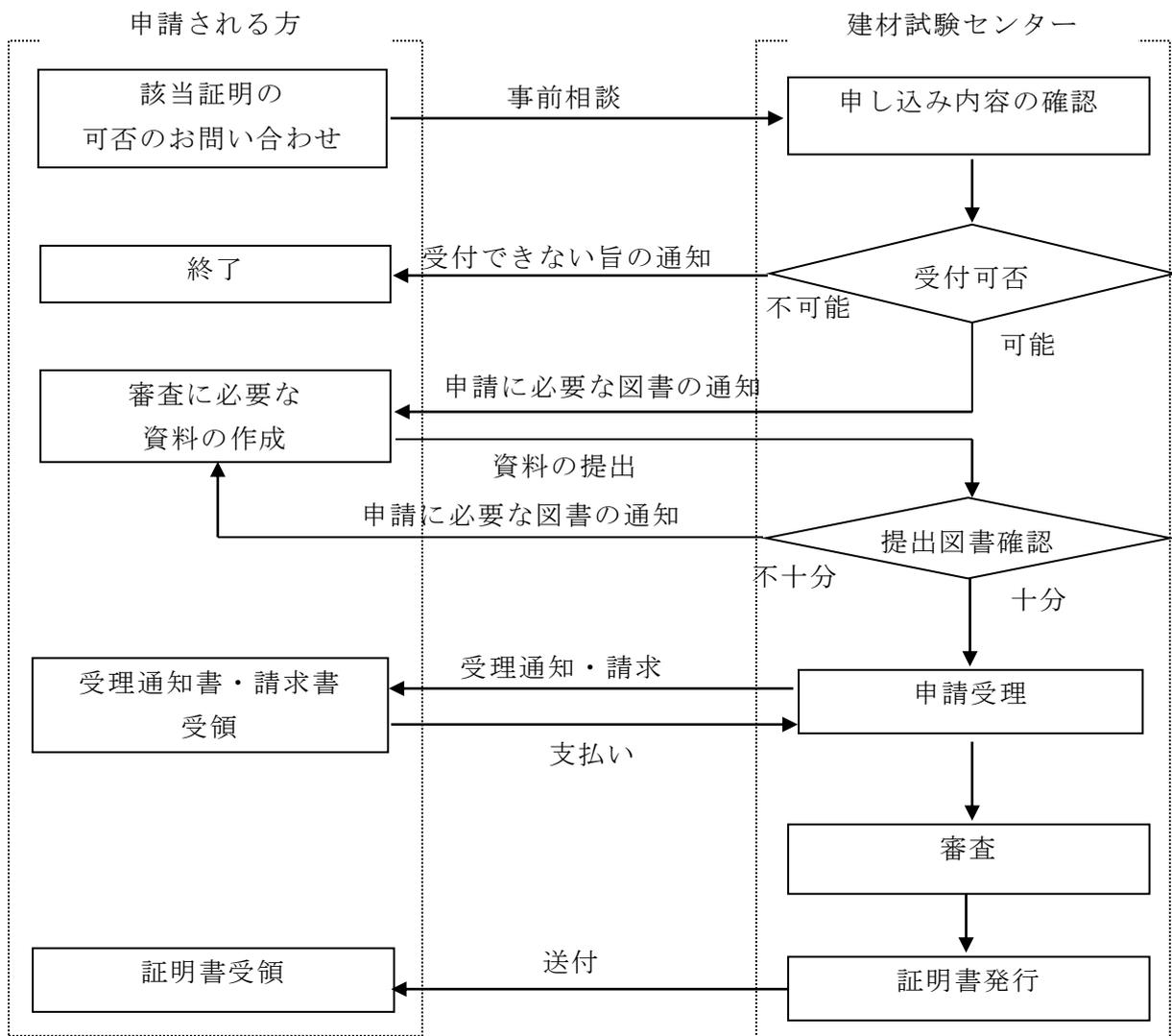
一般財団法人建材試験センター 防火性能等の該当証明事業のご紹介

この事業は、申請される方が行う技術的内容についての自己宣言を、当センターが客観的な観点から証明を行うものです。この事業をご活用いただくことにより、証明を取得された方が今後の製品開発に活用されたり、消費者への情報提供等に用いたりすることが可能になります。

この証明は、建築基準法の告示等に示されている、防火ダンパー等を対象としています。該当証明を行う判断基準は、各々の内容に応じて法令にて示された技術的基準に適合するものとして、大臣があらかじめ定めたもの（例示仕様である告示）としています。

なお、この証明は、申請された製品に対して、建材試験センターが専門的知識を有する立場から見解を示すものですので、国土交通大臣による指定あるいは認定とは異なりますのでご注意ください。

この証明事業の一般的な流れは、次のとおりです。



防火ダンパーの場合、証明の対象となる告示は以下の通りです。

- ・平成12年建設省告示第1369号第1第四号
- ・昭和48年建設省告示第2565号第三号ロ(2)

(1) 事前相談

1) 事前相談について

証明の申込みをされる際には、あらかじめ担当者と申請案件について打合せを行い、下記の事項を確認してください。打合せは面談のほか、FAX、メール等でも可能です。

- ①申請の目的（証明が必要な理由）
- ②証明の内容（証明が必要になる対象物）
- ③申請する製品の組成、構成もしくは構造方法等の仕様

製品の性能確認が必要となる場合には、別途、試験データの提出をお願いすることがあります。どのような試験が必要となるかについては、ご相談下さい。

2) 事前相談に必要な資料

事前打合せを行う際、以下の資料が必要となります。あらかじめ資料をご準備の上ご連絡ください。なお、資料の様式は問いませんが、記載言語は原則として日本語とさせていただきます。

- ①証明対象の告示もしくは認定書の内容がわかるもの
製品の組成、構成、構造方法等の仕様を示す資料など
- ②製品の外形、断面形状を示す資料（カタログや写真）

他に、下記の資料が必要となることもありますので、事前に準備できる場合には、一緒にお持ち下さい。

- ③製品の性能に関する説明資料
- ④標準的な使われ方を示す資料

※ この証明は品質管理の審査は行いませんので、品質管理関係の書類は不要です。

(2) 申請書類の提出

1) 申請書類の作成方法について

提出書類は、申請書・図面以外はワープロ打ちとし、A4たて使いで作成してください。書類の受け取りは、性能評価本部にて行います。

※電子ファイルによる申請図書提出のお願い

申請書以外の製品概要書・製品図面等につきましては、事務手続きの簡素化・発行までの処理の迅速化のため、電子データによる書類提出にご協力をお願いします。

当方にて対応できるファイル形式は次のとおりです。その他の形式は担当者まで確認をお願いします。

- ①MS-Word もしくは一太郎により作成されたまたは読み込み可能な文章ファイル
- ②MS-Excel により作成された図表

③JW_CAD (forWIN を含む) 、AutoCAD、DRA-CAD により作成された CAD 図面ファイル
※契約書となる各種申請書につきましては、電子ファイルでの申請は受け付けていません。
印鑑が押印されたものを郵送してください。

2) 申請時に必要な提出書類

次の資料を作成の上、ご提出ください。

①適合証明申請書 (所定の書式のものをお使い下さい。)

※申請書には、防火性能等の該当証明の申請である旨、証明対象の告示をもれなくご記入下さい。

②製品概要書

(a)形状・寸法等 (形状、厚さ、質量、曲げ強さ等の製品の仕様を規定する事項)

(b)構成 (組成) 断面図

(c)その他製品の特性を説明する資料

※製品概要書は、その概要書に記載された製品の形状寸法・構成断面図について、当センターが証明する対象になります。

※製品概要書は様式を用意しておりますので、担当者までお問合せ下さい。

(3) 申請受理手続き

1) 書類の確認

事前相談の際に確認した資料の整備状況を確認いたします。確認期間は数日を予定しています。書類不足が判明した場合には、追加書類の提出をお願いすることになります。

2) 書類の受理手続き

書類の整備を確認し、申請を受理した場合には、受付印を押印の上、控えを郵送いたします。この際、別に定める適合証明業務約款に基づいて契約したこととさせていただきます。

申請を受理できない場合には理由をご説明の上、書類をご返却いたします。

3) 申請における事務手続き

証明申請を受理した場合、証明手数料の請求書をご送付いたします。所定の口座まで、すみやかにお支払いをお願い致します。なお、経理処理上、すみやかにお支払いいただけない場合には、性能評価本部までお申し出下さい。

4) 証明手数料

基本料金：22 万円 / 1 申請 (消費税込)

なお、1 申請の証明対象告示が 2 以上になる場合、
追加 1 告示につき 5.5 万円加算されます。

なお、資料の取り揃えにかかる費用は、基本的にお客様のご負担となります。当方での

作業の都合上、お客様の依頼に基づき当方が手配した資料等の入手に要した経費は、別途に請求させていただきます。

(4) 審査

当センターの証明担当者が、提出していただいた資料に基づいて、証明の要件を満足しているかどうかの観点から審査を実施します。審査した結果をもって、証明書が作成されます。

(5) 証明書の発行

1) 発行手続き

評価した結果に基づき、該当証明書を発行いたします。

申請受理後に書類の不足が判明した場合、書類の追加提出をお願いすることになります。業務期日までに間に合わない場合、証明ができない旨の通知書を交付します。この場合、証明手数料は返却いたしません。

2) 申請受理から発行までの期間

申請受理から該当証明書発行までの期間は、2週間以内を予定しております。

ただし、証明書の発行はご入金後になります。

3) 証明書の取り扱いについてお願い

当該事業における証明書は、申請される方から提出された資料に基づき、証明対象製品が持つ性能について「形状等を特定した仕様」について証明を行うものです。従いまして、工場において製造される個々の製品について、その品質性能の証明を行うものではありませんので、証明書の取り扱いにおきましては次の点にご注意願います。

- ①証明を受けた結果を、製品カタログに記載することが可能です。
- ②証明を受けられた方は、当センターの名称等を出さずにマーク・ラベル表示をしても構いません。
- ③証明を受けた結果に基づいて、個々の製品に当センターの名称もしくは標章を用いたマーク・ラベル表示を行うことはできません。

担当窓口及びお問い合わせ先

一般財団法人建材試験センター 性能評価本部 性能評定課
〒340-0003 埼玉県草加市稲荷 5 丁目 21 番 20 号 中央試験所内
TEL: 048-935-9001 FAX: 048-931-8324



- 最寄り駅から： 東武スカイツリーライン草加駅又は獨協大学前駅からタクシーで約 10 分
獨協大学前駅から八潮団地行きバスで約 10 分 南青柳下車徒歩 10 分
草加駅から稲荷 5 丁目行きバスで約 10 分 稲荷 5 丁目下車徒歩 3 分
- 高速道路から： 常磐自動車道及び首都高速三郷 I.C「西口出口」から 10 分
東京外環自動車道「草加出口」を出て、外環道下道路(国道 298 号線)を三郷方面へ進み、草加産業道路交差点を進む